

犯罪被害者等法律援助の しおり



法テラス
日本司法支援センター

この「しおり」は、日本司法支援センター（以下、「法テラス」）の犯罪被害者等代理援助（以下、「援助」）の手続やサービスを説明したものです。

法テラスへのお問合せ

法テラスから送られた書面（手紙）に書かれている内容が分からぬときは、その書面に書かれている法テラスに連絡をしてください。

また、援助に関して知りたいことがある場合も、利用している法テラス（「援助開始の『決定書』」に書いてある法テラスの事務所）に連絡をしてください。法テラスの事務所は、平日の午前9時から午後5時までつながります。

援助の流れ

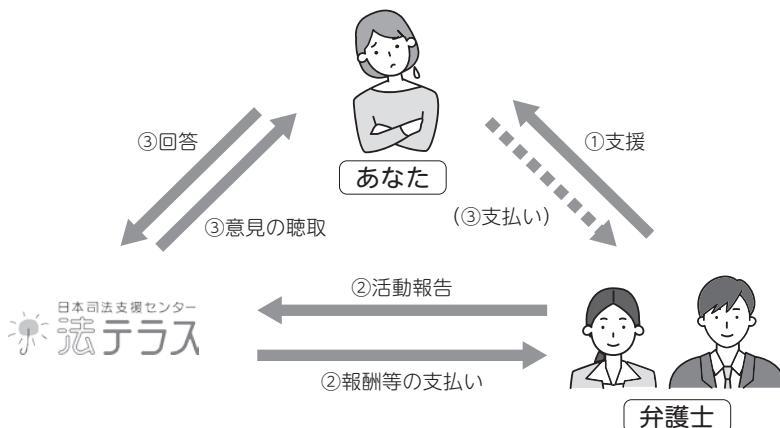
手続の種類	手続の内容、あなたがすること
援助の申込み	あなたがサインした書面を弁護士が提出し、法テラスがあなたの援助申込みを受け付けました。
援助を開始する決定 (この段階であなたがこの「しおり」を受け取ります) ▶ 3ページ	法テラスがあなたに対する援助を開始する決定をし、あなたと弁護士、法テラスとの間の契約が成立しました。 この決定をもって、あなたに関する活動を弁護士（契約書では「受任者」と書かれています）が行うことになります。 援助に関する書面を弁護士から受け取り、手続と精算が終了するまで大切に保管してください。
弁護士による活動 ▶ 3ページ	具体的にどのような活動をしてもらうか、弁護士とよく相談してください。弁護士の活動に協力するようにしてください。
弁護士による活動終了の報告 ▶ 5ページ	あなたが依頼した活動のすべてが終わったときに、弁護士が法テラスに対してその報告をします。
意見のお伺い ▶ 6ページ	弁護士が法テラスに対して行った報告について、法テラスからあなたに対して意見を聞くことがあります。 意見を聞く必要があるときには、法テラスがあなたに書面を送ります。 法テラスから書面が届いたときは、すぐに開けて内容を確認し、回答してください。わからないことがあれば、書面に記載された法テラスの連絡先に問い合わせてください。法テラスからの書面の送付が困る場合には、あなたからあらかじめ弁護士に法テラスへ申し出るよう伝えてください。
援助を終結する決定	法テラスが、弁護士からの報告を確認して、あなたに対する援助を終わらせる決定をします。 法テラスから送られてくる援助に関する書面を確認してください。
精算	法テラスが弁護士の報酬等の金額を決定し、あなたと弁護士に連絡します。その後、法テラスが弁護士に報酬等を支払います。 法テラスが、あなたが直接弁護士にお金を支払う、という決定をしたときは、あなたは弁護士にお金を支払う必要があります。 弁護士と相談して、どのように支払うか決めてください。

援助の手続と法テラスのかかわり

1 あらまし

この援助において、あなたと弁護士と法テラスの関係は、以下の図のとおりです。

- ① あなたのために必要な活動は、弁護士が支援します。
- ② 弁護士の報酬等は、弁護士からの活動報告に基づいて、原則法テラスが弁護士に支払います。
- ③ 相手側（加害者）からお金を受け取ったときなど、あなたが弁護士に直接支払う報酬等が発生する場合は、法テラスからあなたに意見を聴取することができます。



2 あなたがサインした書面について

あなたが申込みをする際にサインした書面は、以下の3つです。

- ① 援助申込書
援助を受けるため、法テラスに申し込むときに必要な書面です。
- ② 犯罪被害者等代理援助契約書（契約書）
あなたと、弁護士と、法テラスの関係を決めた書面です。
- ③ 重要事項説明書
援助を受けるにあたって、特に大切なことを書いた書面です。

法テラスがあなたの援助を開始したことによって、契約が成立し、弁護士があなたのための活動を行えることになりました。契約の効力は、弁護士から提出された申込書面を法テラスが受け取った日から生じますので、その日より後の弁護士の活動がこの援助の対象です。

3 あなたが弁護士から受け取る書面について

あなたは、以下の4つの書面を弁護士から受け取ります。

- ① この冊子（しおり）
- ② 契約書の写し
- ③ 重要事項説明書の写し
- ④ 援助開始の決定書（法テラスが、あなたの援助を開始することや、援助の条件を記載した書面）

これらは、この援助が終わり、お金の精算が終わるまで、大切に保管してください。契約書と援助開始の決定書が、この援助の契約が成立したことの証明になります。

4 弁護士に依頼できる活動

この援助は、被害直後から様々な活動を依頼できる制度です。この援助を利用して、弁護士に依頼できる活動は以下のとおりです。実際に弁護士にどのような活動を依頼するかは、あなたと弁護士が相談して決めることになります。

【弁護士に依頼できる活動】

- 被害の届出
- 告訴又は告発
- 捜査機関への対応（公訴の提起の前後を問わない。）又は少年審判における裁判所への対応
- 加害者又はその代理人との交渉（刑事和解を含む。）
- 不起訴理由の確認
- 検察審査会に対する審査の申立て又は付審判請求
- 証人尋問の準備又は打合せ
- 刑事裁判又は少年審判における意見の陳述の申出
- 刑事裁判における公判の傍聴又は少年審判における審判の傍聴
- 事件の記録の閲覧又は謄写
- 受刑者、在院者又は保護観察対象者についての意見・心情の陳述・伝達の申出
- 犯罪被害者等給付金の支給の申請その他の行政機関（捜査機関を除く。）に対する申請又は請求
- 行政機関（捜査機関を除く。）その他の関係機関又は団体への対応
- 裁判所、行政機関その他の関係機関又は団体への同行
- 報道機関への対応
- 上に記載をした各行為に密接に関連する行為であって、あなたの支援に不可欠と認められるもの
- 裁判所における民事事件に関する手続に先立つ和解の交渉（金額に争いがあり、書面又は電磁的記録を用いて交渉する場合に限る。）又は訴え提起前の和解
- 次に掲げる手続の準備及び追行
 - ・損害賠償の請求を目的とする訴訟
 - ・民事調停
 - ・民事執行
 - ・債務者の財産の開示
 - ・債務者の財産に係る情報の取得
 - ・民事保全
 - ・損害賠償命令

※それぞれの活動の具体的な内容は、弁護士におたずねください。

※これらの活動のうち、あなたに必要な活動については、あなたと弁護士でよく相談をして決めてください。

援助を利用するための注意点

1 条件の遵守

契約書や法テラスの決定において定められた援助の条件を守ってください。条件が守られない場合には、法テラスが契約を解除し、援助を終わらせることができます。

2 住所、氏名等の変更があった場合

援助及び精算が終わるまでの間に、住所や氏名等の変更があったときは、利用している法テラスに必ず速やかに連絡してください。変更の連絡がないためにあなたに不利益が生じる場合があります。

あなたと連絡を取ることができなくなった場合に、現にお住まいの住所・居所を法テラスが把握したときは、法テラスから直接その住所等にご連絡させていただく場合があります。

3 弁護士の活動に疑問がある場合

弁護士の活動に疑問があるときや、弁護士のことで困った場合には、利用している法テラスに相談してください。弁護士の活動や言動に対する指導は弁護士会が行っていますが、ご相談を受けた場合、法テラスでは契約を解除して援助を終わらせることができます。

また、弁護士に相談をせずに相手側とやりとりをしたり、手続を進めたりしないでください。弁護士に相談せずに手続をした場合、弁護士の活動に影響が出てしまい、弁護士からの申し出により法テラスがあなたとの契約を解除することができます。

4 援助の取消し・新たな援助を不可とする場合

次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、原則、法テラスが進行中の援助を終わらせ、新たな援助を受け付けることができなくなります。

- ① 法テラス（職員含む）や弁護士に対して暴行・脅迫等の業務妨害を行った場合
- ② 正当な理由なく、あなたがお金を支払う決定に従わなかった場合

法テラスの事務処理や弁護士の活動予定にも関わる事情でもあるため、弁護士にあなたの状況等をお知らせすることができます。

援助の終結・中間決定

弁護士から法テラスに、活動が終了したという報告書が提出されたときや法テラスが援助を終わらせるべきと判断したときなどは、法テラスにおいて審査の上、援助を終わらせる決定をします。決定の内容として、法テラスが弁護士に支払う報酬等の金額を決めます。また、相手側からお金を受け取った場合には、あなたに支払ってもらう報酬等の金額を同時に決定することがあります（あなたに支払ってもらう場合については、6ページ。）。

なお、活動が終了していない段階でも、開始決定日から6か月以上経過していたり、相手側から受領した金銭等の報酬を決める必要があるときなどは、弁護士からの報告に基づいて法テラスで中間決定を行う場合もあります。

決定した内容は「決定書」という書面でお知らせしますので、内容を確認してください。

報酬・費用等

法テラスは、弁護士から提出された報告書をもとに、定められた基準に沿って弁護士に支払う報酬や費用を計算して決定します。

1 通常報酬・実費

通常報酬・実費には、以下の3種類があります。

原則これらの費用は法テラスから弁護士へ支払われます。

基本報酬・実費	刑事・行政その他に関する事務を行った際などに支払われる報酬と活動に要する費用（固定額）です。
加算報酬・実費	民事に関する事務を行った際などに支払われる報酬と活動に要する費用（固定額）です。
困難等加算報酬	弁護士が複数の被害者や加害者に対応した場合、弁護士が遠距離で活動を行った場合、弁護士が単独で対応することが著しく困難で複数の代理人が実際に対応した場合など、特定の項目に該当する場合に基本報酬や加算報酬に加えて支払われる報酬です。

2 成果報酬

弁護士が行った活動の結果によって、相手側から金銭やその他の利益を得た場合などに定められた基準に沿って計算します。成果報酬は、法テラスの決定に基づいて、あなたから弁護士に直接支払います（詳細は6、7ページ）。

3 追加実費

事件によっては、裁判所に納付するお金など弁護士の活動に必要な実費について、弁護士の請求により、定められた額の範囲内で法テラスが追加の支払いを決定する場合があります。原則法テラスから弁護士に支払いますが、定められた額を超過した部分は、あなたから弁護士に直接支払うことになります（詳細は8ページ）。

あなたから直接弁護士へ金銭を支払ってもらう場合

1 成果報酬を決定する場合

弁護士が行った活動により、相手側から金銭やその他の財産的利益（お金以外の物）を得た場合や、債務名義¹を得た場合に定められた基準に沿って計算します。

相手側から受領した金銭等が合計3,000万円以下の場合は、その10%（税別）を基準として法テラスがその額を決定します。また、相手側から受領した金銭等が合計3,000万円を超える場合には、超過額の6%（税別）を成果報酬額に加えます。法テラスが決定した額を、あなたが弁護士に直接支払います。

（例）相手側から100万円の入金があった場合

$$100\text{万円} \times 10\% + \text{消費税}10\% = (\text{成果報酬額}) 11\text{万円}$$

（例）相手側から5,000万円の入金があった場合

$$(3,000\text{万円まで}) 3,000\text{万円} \times 10\% + \text{消費税}10\% = 330\text{万円}$$

$$(3,000\text{万円を超える部分}) 2,000\text{万円} \times 6\% + \text{消費税}10\% = 132\text{万円}$$

$$(\text{成果報酬額}) 330\text{万円} + 132\text{万円} = 462\text{万円}$$

債務名義を得た場合には、相手側から金銭等が支払われていなくても、あなたが同意したときに限り、定められた基準の成果報酬（66,000円～132,000円の間で、標準額は88,000円）を法テラスが決定し、あなたから弁護士に直接支払います。

（例）裁判によって相手側から200万円を受け取る判決を得たが、相手側が一切支払いをしていない場合で、あなたが成果報酬の支払いに同意した場合

$$(\text{成果報酬額}) 66,000\text{～}132,000\text{円} (\text{標準額}) 88,000\text{円}$$

成果報酬を決定するときは、事前に法テラスからあなたに対して、決定する予定の内容を書面で送付し、意見をお聞きします。送られてきた書面に対して意見がある場合は、同封している回答用の書面を用いて、2週間以内に回答をしてください。返事を記載した書面が提出されないときは、意見がないものとして、法テラスの手続を進めます。法テラスから送られてきた書面の内容がよく分からぬときは、その書面に書いてある法テラスにお問合せください。

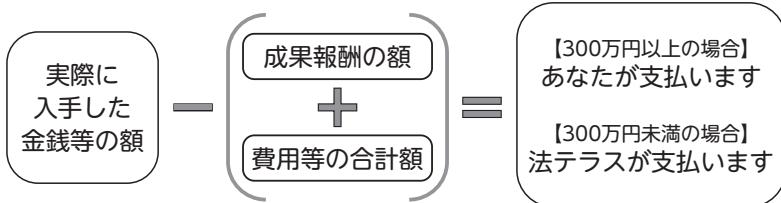
2 相手側等からの入金が一定額以上の場合

次のページの基準を満たす場合には、成果報酬のほかに、通常報酬及び実費等もあなたから弁護士へ直接支払っていただきます。なお、あなたが直接支払う決定をするときは、事前に法テラスからあなたに対して、書面で意見をお聞きします。意見がある場合は、同封している回答用の書面を用いて、2週間以内に回答をしてください。返事を記載した書面が提出されないときは、意見がないものとして、法テラスの手続を進めます。法テラスから送られてきた書面の内容がよく分からぬときは、書面に書いてある法テラスにお問合せください。

1 「債務名義」とは、お金を請求する権利があることを公的に証明した文書のことです。例えば、裁判所が作成した判決や調書、公証人が作成した公正証書などを指します。

【通常報酬及び実費等をあなたが支払う場合の基準】

実際に入手した金銭等（※1）から、「費用等」と成果報酬を引いた額が300万円以上（※2）となる場合



- ※1 犯罪被害者等給付金等の犯罪の被害を原因として、国や地方公共団体から受け取った給付金等は、「実際に入手した金銭等」に含みません。
- ※2 300万円を超えた部分を上限として、そこから弁護士に直接支払う旨の決定を行います。実際に入手した金銭等の額と通常報酬および実費の額によっては、通常報酬および実費のうちの一部のみを弁護士に直接支払う旨の決定を行うことがあります。

【「費用等」の内容】

認められる「費用等」は、犯罪の被害が原因で支出した以下の費用が対象となります。対象となる費用は、申込みの日以降に支出した費用に加えて、成果報酬を決定するために弁護士から提出される中間・終結報告書提出日から1年以内に支出する費用も含まれます。

- (1) 治療関係費（手術費、治療費及びカウンセリング費）
- (2) 入院及び通院付添費（職業付添人によるものに限る。）
※ご家族や友人などの付添いによって生じた費用は含みません。
- (3) 入院雜費及び通院交通費・宿泊費
- (4) リハビリテーション・介護に要する費用
- (5) 被害者の葬儀代
- (6) 装具・器具等（義歯、義眼、義手、義足等）購入費
- (7) 転居費用
- (8) 裁判に係る交通費・宿泊費（犯罪被害者等法律援助申込者が負担する場合に限る）

（計算の例）相手側から1,000万円の入金があり、費用等が500万円であったとき
1,000万円 - （費用等：500万円 + 成果報酬：110万円） = 390万円

⇒計算結果が300万円以上のため、90万円を上限として通常報酬及び実費等をご負担いただきます。

この費用等を控除する場合には、その支払いの事実や金額を確認できる資料が必要です。支払った際の領収書などの資料は、必ず保管していただき、法テラスが報酬等について意見をお聞きした際にはその写しを提出していただく必要があります。法テラスが送った書面と一緒に、資料を提出してください。

- ・既に支出した項目→領収書等の支払いを証する書面（写し）
- ・今後支出する予定の項目→その内容を説明する資料

3 追加実費が上限を超えた場合

定額で定められた実費のほかに、法テラスが弁護士に追加で支払うことができる実費（追加実費）の額には費用の項目ごとに上限があります。追加実費の上限を超えた場合で、法テラスが決定したときは、上限を超えた分の実費についてあなたが弁護士に直接支払うことになります。

（例）印紙代（上限：5万円）が6万円かかった場合

→上限を超過した1万円は、法テラスの決定を踏まえ、あなたが弁護士に直接支払うことになります。

不服申立て

法テラスのした決定は「決定書」という書面でお知らせしますが、内容に不服がある場合には、不服申立てをすることができます。不服申立てをするときは、決定書が届いた日から30日以内に、利用している法テラスに対し不服の内容やその理由を記載した書面を提出してください。この不服の申立書に定型の書式はなく、どのような書面でも構いません。

法テラスで書面を受領した後は、不服申立てについての審査を行い、その結果を通知します。なお、提出された不服申立書面等の写しは援助事件を担当している弁護士へも交付されます。

また、弁護士から不服申立てが行われ、あなたに影響がある内容であった場合には、あなたに対して書面で意見をお聞きします。

個人情報の取扱い

ご提供いただいた個人情報、その他の資料（以下、「個人情報等」）は、法令等に基づき次のように適切に管理します。

- (1) 個人情報等は、法テラスの業務の目的の範囲内で利用します。
- (2) 業務の処理上、個人情報等を法テラスの選定した協力会社に提供する場合があります。
- (3) 個人情報等は、事件を担当する弁護士へ提供し、共有します。
- (4) 法テラスに対して個人情報等を提供することは任意です。ただし、提供いただけない内容によっては、援助できない場合があります。
- (5) 提供いただいた個人情報等は、法テラスで定めた保存期間経過後に適切に廃棄します。提出された書面を、保存期間が来る前に廃棄したり返却したりすることはできませんので、ご了承ください。
- (6) 法テラスに提供いただいた個人情報等に関して、開示の請求をする場合は、援助開始決定に書いてある法テラスまでお問合せください。

日本司法支援センター（法テラス）全国事務所所在地等一覧

令和7年11月現在

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
東京地方事務所	160-0023	新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F	0570-078301
多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファーレ立川ビル5F	0570-078305
神奈川地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0570-078308
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマーカス川崎ビル10F	0570-078309
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0570-078311
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0570-078312
川越支部	350-1123	川越市鷺田本町10-10 KJビル3F	0570-078313
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball (きぼーる) 2F	0570-078315
松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0570-078316
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0570-078317
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIIビル2F	0570-078318
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-3-12 しののめ信用金庫前橋営業部ビル4F	0570-078320
静岡地方事務所	420-0031	静岡市葵区吳服町2-1-1 札の辻ビル5F	0570-078321
沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0570-078322
浜松支部	430-0929	浜松市中央区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0570-078324
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 イリックスピル1F	0570-078326
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0570-078327
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0570-078328
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0570-078329
京都地方事務所	604-8187	京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435 京都御池第一生命ビルディング3F	0570-078332
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13F	0570-078334
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0570-078335
姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業(株)第2ビル	0570-078336
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0570-078338
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中三楽ビル5F	0570-078339
和歌山地方事務所	640-8155	和歌山市九番丁15 九番丁MGビル6F	0570-078340
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティービル15F	0570-078341
三河支部	444-8515	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F(南棟)	0570-078342
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル6F	0570-078344
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0570-078345
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 サクラNビル2F	0570-078348

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
石川地方事務所	920-0937	金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内	0570-078349
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0570-078351
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F	0570-078352
山口地方事務所	753-0045	山口市黄金町1-10 菜花道門キューブ2F	0570-078353
岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0570-078354
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0570-078357
島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0570-078358
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0570-078359
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0570-078360
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0570-078361
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0570-078362
大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0570-078363
熊本地方事務所	860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0570-078365
鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル6F	0570-078366
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0570-078367
沖縄地方事務所	900-0023	那霸市楚辺1-5-17 プロフェスピル那霸2・3F	0570-078368
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0570-078369
福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0570-078370
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0570-078381
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0570-078382
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0570-078386
青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0570-078387
札幌地方事務所	060-0001	札幌市中央区北1条西9-3-1 南大通ビルN1 1F	0570-078388
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 ステーションプラザ函館5F	0570-078390
旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F	0570-078391
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0570-078392
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0570-078393
徳島地方事務所	770-0834	徳島市元町1-24 アミコビル3F	0570-078394
高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0570-078395
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0570-078396

MEMO